

少人数学級の実現と教職員定数の増員並びに義務教育費
国庫負担制度拡充を求める意見書

2021年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校における学級編制の標準は段階的に35人に引き下げられ、2025年度には、公立小学校全学年が35人学級となります。しかし、自治体によっては独自の施策でこれを中学校にまで拡大しているところもあります。今後はこれを国の施策として中学校にも拡大し、子どもたちが全国どこに住んでいても、同じ水準で義務教育が受けられるようにしていくことが重要です。

さらに、2020年7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会は「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」において、少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。また、萩生田元文科大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性について言及しています。これらのことから「個に応じたきめ細やかな教育」をさらに進めるためには、さらなる学級編制基準の引下げ等、さらに踏み込んだ施策について検討していくことが重要です。

また、学校現場では、いじめの件数や不登校の増加、不安定で複雑な家庭環境による貧困やヤングケアラー等、子どもたちを取り巻く課題は多様化しています。そのような子どもたち一人ひとりに丁寧寄り添い、よりきめ細やかな指導、支援が必要となっている状況であるにもかかわらず、年度当初から教職員が配置基準に満たない状況や、育児休業、病気休職者などの代替措置が未充足である状況が見られ、慢性的な教職員不足が子どもたちの豊かな学びと育ちに深刻な影響を及ぼしています。子どもたちと向き合うために不可欠な教材研究や授業準備の時間確保など、豊かな学びと育ち、そして、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や養護教諭、栄養教諭などの少数職種の配置増など、教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

以上のことから、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校での35人学級編制を実現すること。また、さらなる学級編制基準の引き下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員定数の増員などを推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げるとともに、必要な財政政策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月30日

兵庫県明石市議会